

健生食輸発0305第1号
令和8年3月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ブラジル産鶏肉のエンロフロキサシン並びにベトナム産リュウガン(ロンガン)の
実のメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年
2月27日付け健生食輸発0227第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、ブラジル産鶏肉及びベトナム産リュウガン(ロンガン)の実のモニタリング検
査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を
下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・ブラジル産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシン
- ・ベトナム産リュウガン(ロンガン)の実及びその加工品(簡易な加工に限る。)の
メタラキシル及びメフェノキサム

2. 別表第3への追加

- ・ブラジル産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシン
(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SAO SALVADOR ALIMENTOS S/A」であるもの
に限る。)
- ・ベトナム産リュウガン(ロンガン)の実及びその加工品(簡易な加工に限る。)の
メタラキシル及びメフェノキサム(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「HOANG
PHAT FRUIT CO., LTD.」であるものに限る。)